

目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園
における医療的ケア実施ガイドライン

令和6年（2024）年4月

目黒区教育委員会事務局

教育支援課・学校運営課

はじめに

近年、学校等に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である園児・児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、その実態も多様化しており、医療的ケア児やその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

こうしたことから、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。この法律では、「国は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有し、各地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」とされています。さらに「学校の設置者は、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する」とされており、国及び地方公共団体等には、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。この法律の成立を受け、文部科学省は同月、小学校等を含む全ての学校や教育委員会における具体的な医療的ケアに関する体制整備の参考となるよう「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を作成し、各教育委員会に示しております。

目黒区では、平成28年より保育園や学校等で医療的ケア児の受け入れを始めています。また、平成30年4月に「医療的ケア児支援関係機関協議会」を設置し、医療的ケア児が心身の状況に応じて地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関相互の連絡調整及び情報共有、地域ネットワーク及び連携体制の構築等を推進してきたところです。

今般、これらの状況を踏まえ、医療的ケア児に対して教育を行う体制の更なる充実を図るため、目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、区立学校・園や教育委員会、その他関係機関の役割等を明確に示すことを目的に、本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインに基づき、区立学校・園や教育委員会、保護者、医療関係機関等が連携して対応することで、学校・園において適切な医療的ケアが実施されるとともに、医療的ケア児が安心して学校・園の生活を送ることができるよう体制を整備してまいります。

目黒区教育委員会

目次

I 学校・園における医療的ケアの概要	3
1 本ガイドラインで使用している用語の解説.....	3
2 医療的ケアの実施にあたっての基本的な考え方.....	4
II 医療的ケアの実施体制	5
1 学校・園での医療的ケアの実施体制.....	5
2 医療的ケアの実施に係る役割分担.....	6
III 医療的ケアの実施について	10
1 実施する医療的ケア.....	10
2 医療的ケアを実施する条件.....	11
3 医療的ケアの実施者.....	11
IV 就学相談から医療的ケア実施までの流れ	12
1 実施までの流れ.....	12
2 就学相談から医療的ケア実施までの流れ図（概要）.....	14
V 医療的ケアに必要な衛生物品等について	14
1 医療的ケアに必要な衛生物品、医療物品、備品.....	15
2 医療的ケアの廃棄物.....	15
VI 緊急の場合の備え	16
VII 費用負担について	16
VIII 様式集	16

I 学校・園における医療的ケアの概要

1 本ガイドラインで使用している用語の解説

(1) 学校・園

本ガイドラインでの「学校・園」については、目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園を指す。

(2) 医療的ケア

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（以下、医療的ケア児法）において、医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められている。

また、医療行為は医師や看護師等の免許を持たない者は行ってはならないとされているが、本人や家族が行う一部の医療行為については、違法ではないとされている。

(3) 医療的ケア児

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。（医療的ケア児法 第2条第2項）

(4) 学校・園における医療的ケア

学校・園における医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所で日常的に行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射等の生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療行為を指す。

病気治療のための入院や通院で行われる医療行為は含まないものとされており、日常的に行われている生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療行為を伴う生活援助行為である。

(5) 指導医

学校における医療的ケアについての指導・助言を行うため、目黒区教育委員会教育支援課が委嘱した医療的ケアや在宅医療に知見のある医師をいう。

2 医療的ケアの実施にあたっての基本的な考え方

学校・園における医療的ケアは、以下の考え方を基本に実施します。

- (1) 学校・園及び教育委員会は、医療的ケア児の就園・就学にあたり、どの学校・園においても、子どもや保護者が希望する学校・園で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努めます。
- (2) 医療的ケア児の就学先については就学相談をとおして、個々の園児・児童・生徒についての障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人の希望、保護者の意向、教育学、医学、心理学（知能検査の実施含む）等専門的見地からの意見および学校・園や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定します。決定にあたっては、園児・児童・生徒や保護者と一緒に十分に検討していきます。
- (3) 学校・園における医療的ケアは、主治医による指示、医療における適切な根拠および保護者の承諾に基づき、安全を最優先に実施します。
- (4) 医療的ケアの実施にあたっては、学校・園が教育を行う場であることを踏まえ、医療的ケア児と他の園児・児童・生徒の教育活動への配慮を含め、教育委員会、学校・園、園児・児童・生徒、保護者が十分に協議し、合意形成を図ります。
- (5) 学校・園及び教育委員会は、教職員や園児・児童・生徒、保護者の医療的ケアに対する理解を深めるための取組を推進します。
- (6) 教育委員会は、学校・園が常に安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援します。

2 医療的ケアの実施に係る役割分担

学校・園の生活において安全な医療的ケアを実施していくため、医療的ケア児に携わる関係者の役割を整理し、下表を参考に分担します。

【小・中学校、幼稚園・こども園】

	役職／職種	役割	主な内容	具体的な内容
学校・園	校長・園長	医療的ケアを安全に実施するためのマネジメント	①医療的ケア安全委員会の設置・運営 ②医療的ケアの実施に関する指示 ③校内の役割分担の明確化（緊急時対応を含む） ④医療的ケア看護師の勤務管理、サービス監督 ⑤主治医・指導医との連携、学校医との情報共有	○医療的ケアにかかる緊急時の対応マニュアルを作成し、職員に周知し対応できるようにする。 ○外部機関の対応の窓口になる。 ○健康状態の変化や緊急対応に関する対応や判断を行う。
	副校長・副園長	校長・園長業務の補佐を行い、医療的ケア児を含めた教育の総括を行う。	⑥医療的ケア看護師、医療的ケア児の保護者との連携・調整 ⑦教職員の理解促進の取組 ⑧他の園児・児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ⑨区への各種報告 ⑩緊急時の対応	○学校全体で「医療的ケア児を含めたすべて子どもが必要な教育を受けられること」を考え、実践に繋げていく。 ○園児・児童・生徒の理解に努め、必要に応じ教育についての助言を行う。
	教職員（担任等）	園児・児童・生徒の状態を把握し、状態に応じた教育を行う。保護者への情報提供や保護者理解に努める。	①医療的ケア看護師や保護者との連携・情報共有 ②医療的ケアに関する他の園児・児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ③保護者や本人への説明と相互理解 ④緊急時対応マニュアルの作成協力 ⑤緊急時対応と事故防止対	○園児・児童・生徒の状態を口頭や連絡ノートで伝え保護者と状態を共有し、医療的ケアに活かしていく。 ○園児・児童・生徒の体調を観察し、異変があれば速やかに医療的ケア看護師や校長に報告する。 ○医療的ケア看護師が医療的ケアを実施する際、医療

		策の検討	<p>行為に該当しない範囲で必要に応じてサポートする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防策 ○緊急時対応マニュアルの作成への協力 ○緊急時の対応
養護教諭 幼稚園・ こども園 看護師	園児・児童・生徒の状態を把握し、状態に応じた教育を行う。保護者への情報提供や保護者理解に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①教職員の内容 ②医療的ケア看護師や医療的ケア指導医（主治医）と教職員との連携支援 ③ 医療的ケア児の健康状態の把握（医療的ケア看護師と連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア看護師が医療的ケアを実施する際、医療行為に該当しない範囲で必要に応じてサポートする。 ○医療的ケア児にかかる環境整備 ○ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防策 ○緊急時対応マニュアルの作成への協力 ○緊急時の対応 ○主治医・指導医との連絡
医療的ケア看護師	医療的ケア児のアセスメント、健康管理、医療的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ①教職員や保護者との情報共有、連携 ②医療的ケア指示書に基づく個別実施マニュアル、緊急時対応マニュアル等の作成協力 ③医療的ケア児のアセスメント、健康管理 ④医療的ケアの実施 ⑤医療的ケア実施の記録、管理、報告 ⑥教職員や医療的ケア児への医療的ケアに関する対応の助言 ⑦緊急時の対応と事故防止対策についての助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア指示書に基づき必要な医療的ケア技術を正しく習得・実施する。 ○感染症対策を含めた衛生管理を行い、医療的ケアを衛生的に行う。 ○医療的ケアにかかる緊急時は、緊急時対応マニュアルに沿って円滑に緊急時の行動をとる。 ○主治医・指導医と医療的ケアの実施について連携を図る。 ○職員会議等を利用して医療的ケア児の状況や体調変化や緊急対応が必要な場合

				<p>の症状を報告する。</p> <p>○「医療的ケアの実施報告」(様式8)を作成する。</p> <p>○ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防策</p>
主治医	医療的ケアについての指示	<p>①医療的ケア実施のための指示書の作成</p> <p>②個別の手技に関する医療的ケア看護師への指導、助言</p> <p>③学校・園への情報提供</p> <p>④個別実施マニュアル、緊急時対応マニュアルへの指導、助言、確認</p> <p>⑤医療的ケア指導医との連携と情報共有</p> <p>⑥医療的ケアに関する研修への協力</p> <p>⑦緊急時対応についての指示、助言</p>	○指示書により、学校における医療的ケアを指示する。	
指導医	学校・園における医療的ケアについての指導・助言	<p>①医療的ケア実施に関する医療面の総合的な判断</p> <p>②主治医との情報共有と連携</p> <p>③主治医が作成した医療的ケア指示書の確認</p> <p>④医療的ケアの実施状況の把握、確認、指導</p> <p>⑤医療的ケア児、教職員、医療的ケア看護師等への指導・助言</p> <p>⑥個別実施マニュアルへの指導、助言、確認</p> <p>⑦緊急時対応に関する指導・助言</p>	○学校訪問により、指導・助言を行う。	

保護者	医療的ケアが安全かつ適切に実施できるよう主治医との連絡・相談を緊密に行い、必要な情報を学校と共有すること	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・園における医療的ケアの実施体制の理解 ②医療的ケア児の健康状態の学校・園への報告 ③学校・園への情報提供、連携への協力 ④緊急時対応、緊急時の連絡手段の確保 ⑤定期的な医療機関への受診、健康状態の報告 ⑥主治医へ指示書の作成の依頼と区への提出 ⑦医療的ケアに必要な医療器具等の準備 ⑧学校・園と主治医との連携体制構築への協力 	学校・園における医療的ケア実施体制への理解と医療的ケア児の健康状態について学校・園への報告
-----	--	---	---

【教育委員会】

課	役割	主な内容	具体的な内容
教育支援課 学校運営課	総括的な管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・園との連携、学校・園の環境整備 ②本ガイドラインの策定と改訂 ③医療的ケア指導医の委嘱、医療的ケア看護師の配置 ④医療的ケアに関わる予算措置 ⑤医療的ケア児の就学・就園・相談、支援 ⑥関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な医療的ケアの内容の確認、医療的ケア看護師の配置を行う。 ○指導医との学校・園訪問 ○就学相談の中で、医療的ケアの内容を聞き取る。 ○福祉、保健、医療及び教育等の関係者で構成される「目黒区医療的ケア児支援関係機関協議会」に出席し、保育所等と情報及び課題等を共有する。

Ⅲ 医療的ケアの実施について

1 実施する医療的ケア

学校・園においては、以下に掲げる医療的ケアについて、医療的ケア児の状況や保護者の意向、学校・園の体制などを踏まえ、主治医の指示に基づき実施します。

実施項目	実施することができる内容	
①吸引	口腔内	咽頭より手前
	又は 鼻腔内	咽頭より奥
	エアウェイ内 ※1	
	気管切 開部	カニューレ内 カニューレより先
②経管栄養	経鼻 胃管	滴下での注入 (ポンプ使用を含む。)
		水分のシリンジでの注入 (トロミ付きを含む。)
	胃ろう	滴下での注入 (ポンプ使用を含む。)
		半固形化栄養剤のシリンジ注入 ※2
		液体栄養剤のシリンジ注入 (トロミ付きを含む。) ※3
		初期食のシリンジ注入 ※4
		水分のシリンジでの注入 (トロミ付きを含む。)
	腸ろう	滴下での注入 (ポンプ使用を含む。)
		水分のシリンジでの注入 (トロミ付きを含む。)
	口腔ネラトン法	
③導尿	導尿	
④エアウェイの管理	経鼻エアウェイの挿入・抜去	
	経鼻エアウェイの管理	
⑤定時の薬液の注入	定時の薬液の注入	
⑥気管切開部の衛生管理	気管切開部の衛生管理	

⑦胃ろう又は腸ろう部の衛生管理	胃ろう又は腸ろう部の衛生管理
⑧日常的酸素管理	作動状況の確認
⑨非侵襲的(マスク式)腸圧換気療法	作動状況の確認及び緊急時の対応
⑩気管切開下における人工呼吸器の管理	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の対応 ※5
⑪血糖値測定及びその後の処置	血糖値測定及びその後の処置 ※6

※1 吸引の際、エアウェイが咽頭奥に入ることがない場合に限る。

※2 市販もしくは処方された半固形化した栄養剤を注入する。

※3 液体栄養剤にトロミ剤を使用し、半固形化した栄養剤も注入できるものとする。

※4 保護者の用意する初期食を実施対象とする。

※5 緊急時の対応には、アンビューパックを使用した心肺蘇生等を含む。

※6 衛生面での管理が可能な特定の場所(保健室等)で実施することが望ましい。その後の処置にはインスリンの注射を含む。

2 医療的ケアを実施する条件

安全性を最優先とするため、次の条件の基に医療的ケアを実施します。

- ①学校・園での生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
 - ②医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。
 - ③主治医の指示書に基づくケアの内容について、学校・園・保護者の合意があること。
- ※なお、主治医の指示や了解がない事項は実施できません。

3 医療的ケアの実施者

学校・園における医療的ケア児の医療的ケアは、本人の医療的ケアの必要性を確認し、必要に応じて看護師を配置して実施します。

【看護師配置の考え方】

- ①原則、医療的ケア児1人につき看護師を1人配置する。
- ②血糖測定やインスリン注入など、医療的ケアの内容によって、子どもの成長に応じて自身でケアができるようになったときは、看護師の配置を終了する。
- ③同じ学校・園に複数の医療的ケア児が在籍する場合、医療的ケアの内容や頻度によって、可能な範囲で1人の看護師で複数人の医療的ケアを実施する。

IV 就学（就園）相談から医療的ケア実施までの流れ

1 実施までの流れ

医療的ケアを希望する場合に必要な手順や提出書類は、下記の通りとなります。

(1) 相談の申し込み

教育委員会は、保護者から医療的ケア児に関して相談を受け付けます。その際、本ガイドラインを基に、医療的ケアを受ける場合の申し込み方法や手続き、留意点等について説明します。

(2) 医療的ケア実施に必要な書類の提出

保護者は「医療的ケア実施申請書」（様式1）「医療的ケア実施同意書」（様式2）に、主治医が作成した「医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書」（様式3）（以下、「指示書」という。）を添えて教育委員会に提出をします。

(3) 申請する医療的ケア児の情報整理

教育委員会は主治医意見書等を踏まえ、医療的ケアに係る医療的ケア児本人の希望、保護者の意向や現状を聞き取ります。

(4) 就学（就園）相談の実施

教育委員会は就学（就園）相談において、医療的ケア児の行動観察・学級種等（通常の学級、特別支援学級の在籍、通級指導学級・特別支援教室の利用）に関する保護者の意向等を面談で聞き取ります。

(5) 医療的ケア指導医による意見書の作成

教育委員会は、主治医とは別に医療的ケア指導医を定め、「医療的ケア主治医意見書兼指示書」等の内容についての意見書の作成を依頼します。

(6) 医療的ケア実施通知の送付

上記（1）から（5）の手続きにより、教育委員会が医療的ケア実施について決定を行い、保護者へ「医療的ケア実施通知」（様式3）を送付します。

(7) 派遣看護師の依頼

教育委員会は契約している事業者へ看護師の派遣調整の依頼をします。

(8) 医療的ケア安全委員会の開催

医療的ケア看護師の配置が決まった医療的ケア児が入学・入園する学校・園の校長・園長は「医療的ケア安全委員会」を開催します。保護者と主治医から提出された書類を踏まえて、学校・園での医療的ケアの実施内容を確認し、校内体制について検討します。必要に応じて、教育委員会や看護師も出席します。

(9) 保護者面談の実施

校長は看護師立ち合いの上、医療的ケアの内容や処置方法、学校・園での対応などについて保護者と確認します。

(10) 教職員への周知・就学（就園）準備

校長・園長は教職員へ医療的ケアについての情報を共有します。また、校長・園長は保護者および医療的ケア看護師と相談の上、必要な物品（衛生的なケア実施のための消毒・手袋など）を確認し、購入準備を進めます。

(11) 医療的ケアの実施

- ①医療的ケア看護師は医療的ケア児の在籍する学級担任や養護教諭（幼稚園・こども園看護師）と連携しながら、医療的ケアを実施します。医療的ケアに必要な物品の数量などが不足する場合は、学級担任や養護教諭（幼稚園・こども園間看護師）と連携し、購入をします。
- ②校長・園長は適宜、医療的ケアの実施状況や医療的ケア児の様子などについて、医療的ケア看護師から報告を受けるとともに、関係教職員と情報共有します。
- ③校長・園長は適宜、教育委員会と情報共有を行います。
- ④医療的ケア児の状況について、保護者と学校・園関係者（管理職、学級担任、医療的ケア看護師等）は適宜情報共有をし、連携を密に行います。
- ⑤ヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、関係教職員間で共有し、再発防止策などの検討を医療的ケア安全委員会等で行い、その検討内容も含めて教育委員会に報告します。

(12) 医療的ケアの内容の見直し

- ①校長・園長は学年末またはその状況に応じて保護者を經由し、主治医の意見を確認し、医療的ケア安全委員会を開催し、医療的ケアの内容の確認を行い、必要に応じて変更し、教育委員会に報告します。
- ②教育委員会は医療的ケア安全委員会の判断の結果をもとに、契約事業者へ看護師派遣の調整を行います。

2 就学・就園相談から医療的ケア実施までの流れ図（概要）

① 就学・就園相談の申し込み・実施

教育委員会は、保護者から医療的ケア児に関して相談を受け付けます。その際、医療的ケアを受ける場合の申し込み方法や手続き、留意点等について説明します。



② 医療的ケア実施に必要な書類の提出

保護者は、医療的ケアの実施にあたって、教育委員会に以下の書類を提出します。

- ・ 医療的ケア実施申請書（様式1）：保護者が作成
- ・ 医療的ケア実施同意書（様式2）：保護者が作成
- ・ 医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書（様式3）：保護者の依頼により主治医が作成



③ 医療的ケア指導医による意見書の作成

教育委員会は、主治医とは別に医療的ケア指導医を定め、「医療的ケア主治医意見書兼指示書」等の内容についての意見書の作成を依頼します。



④ 就学・就園前の確認・調整

- ・ 意見書等を踏まえ、保護者と学校及び教育委員会が、医療的ケアの内容や状況ごとの対処方法などの詳細について、最終的な確認・調整を行います。
- ・ 校長・園長は、「医療的ケア安全委員会」を開催します。「医療的ケア主治医意見書兼指示書」等を踏まえ、担任等とケアの内容を確認します。また、学校生活における必要な事項を協議し、保護者と情報を共有します。



⑤ 医療的ケアの実施

- ・ 医療的ケアは医療的ケア看護師が実施します。
- ・ 校長・園長は医療的ケアの実施状況や園児・児童・生徒の様子などについて、適宜、医療的ケア看護師から報告を受けるとともに、関係教職員と情報を共有します。
- ・ 校長・園長は適宜、教育委員会や主治医、指導医等と情報を共有します。

V 医療的ケアに必要な衛生物品等について

1 医療的ケアに必要な衛生物品、医療物品、備品

医療的ケアに必要な物品類は、園児・児童・生徒の個別の状況により使用する医療器材や消耗品は保護者が準備、点検、補充を行います。衛生管理のための消耗品は学校・園・教育委員会が準備を行います。

実施事項	医療的ケア必要物品（例）	
	保護者が準備	学校・園・教育委員会が準備
吸引	吸引カテーテル、水入りボトル、吸引器、接続管、アルコール綿、使い捨て手袋、Yガーゼ等	パルスオキシメータ等
経管栄養	注入する栄養剤、注入ボトル（バック）、シリンジ、計量カップ、タオル等	注入架台、メトロノーム（滴下速度計測用）、2人用聴診器等
血糖値測定	血糖値測定器、穿刺針、針廃棄用の容器、使い捨て手袋、アルコール綿、補食、トレイ等	ワゴン等
その他	予備用の物品（吸引カテーテル、シリンジ、人工鼻、予備用気管カニューレ等）等 災害時等のための保管用医療的ケア使用物品（およそ3日分）等	聴診器、手指消毒薬、器材消毒用消毒薬、ネブライザー、アンビューバック、アルコール綿、精製水、使い捨て手袋、体温計、予備用電池等

2 医療的ケアの廃棄物

- (1) 医療的ケアにより生じた注射針や体内に挿入したチューブ等は安全に留意して集め、原則、保護者に持ち帰り、廃棄するよう依頼します。
- (2) (1) 以外の医療的ケアで生じた可燃ごみ、不燃ごみについては、学校・園で廃棄します。

VI 緊急の場合の備え

緊急の場合に迅速かつ適切に対応するために、以下の事項などについてあらかじめ保護者と確認をします。確認内容は「医療的ケア個別マニュアル」（様式7）に記入し、原本は学校・園、写しは保護者と教育委員会で保管します。

- ①主治医の指示（起こり得ることや対処法）
- ②緊急連絡先、搬送先
- ③校・園内の連絡体制
- ④災害時における必要物品について、3日程度、学校・園から動けなくなることを想定して、個別の状況により使用する医療器材や消耗品等の必要物品を保護者が準備する。

VII 費用負担について

- ①主治医指示書などの医療機関に作成を依頼する書面の作成費用（文書作成料）は保護者負担とします。
- ②実施の際に必要な器機類（カテーテルや吸引器など）や個人的に必要な消耗品は保護者の負担とします。
- ③看護師の配置に係る費用や衛生管理のための消耗品は区が負担します。

VIII 様式集

様式	書式名	備考
1	医療的ケア実施申請書	保護者が作成し、教育委員会に提出する。
2	医療的ケア実施同意書	保護者が作成し、教育委員会に提出する。
3	医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書	主治医が作成し、保護者より教育委員会に提出する。
4	医療的ケア実施通知書	教育委員会が作成し、保護者に通知する。
5	医療的ケア開始通知書	教育委員会が作成し、学校に通知する。
6	医療的ケア終了に関する届出書	保護者が作成し、教育委員会に提出する。

7	医療的ケア個別マニュアル	医療的ケア看護師等が様式3を基に、主治医と連携しながら作成する。
8	医療的ケアの実施記録	医療的ケア児の連絡帳、実施記録簿となる。保護者は登校前に健康状態等を記入し、学校・園担当者へ提出。医療的ケア看護師は、実施内容等を記録し、管理職へ提出する。最終的には、学校・園で保管するものとする。
9	医療的ケアに係る事故報告書	事故が発生した場合、教育委員会へ速やかに報告の上、報告書を提出する。
10	ヒヤリハット報告書	ヒヤリハット事例が発生した際、教育委員会へ速やかに報告の上、報告書を提出する。
参考様式	書式名	備考
1	安全管理マニュアル	医療的ケア安全委員会にて協議の上、作成する。
2	災害時対応マニュアル	医療的ケア安全委員会にて協議の上、作成する。
3	緊急時対応フローチャート	医療的ケア安全委員会にて協議の上、作成する。

様式 1

年 月 日

(宛先) 目黒区教育委員会

住 所

保護者氏名

電 話 番 号

医療的ケア実施申請書

下記の園児・児童・生徒の医療的ケアについて実施を申請します。なお、医療的ケアの実施に向けて、手続きに利用する場合に限り、区が利用者本人の個人情報の利用ならびに主治医等への情報提供や問い合わせを行うことに同意します。

また、医療的ケア実施の可否判断を行うために必要な「医療的ケア主治医指示書（保険適用外）※」の作成を主治医に依頼し、後日提出します。

記

1 医療的ケアの実施を申請する園児・児童・生徒について

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	年 月 日
学校・園名		学年	

2 主たる疾患および医療的ケアの内容について

--

3 主治医について

医師名		医療機関名	
電話番号		住所	

4 緊急時の対応などその他特記事項（搬送の目安／対応処置／緊急搬送先など）

--

※主治医が、指示の内容が「診療情報提供書（保険適用）」の提供で確認できると判断した場合は、指示書でなくとも差し支えありません。いずれの場合も費用は保護者負担とします。

様式2

医療的ケア実施同意書

1	毎年度、教育委員会へ「医療的ケア実施申請書(様式1)」「医療的ケア実施同意書(様式2)」「医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書(様式3)」を提出し、教育委員会が医療的ケアの実施の継続について判断する。
2	入学・園時や転学時において、他の関係機関と必要な情報を共有する。
3	安全に学校生活を送れるよう、保護者等から提供された申請内容等について校・園長、担任教諭、養護教諭、看護師等で共有する。
4	学校・園で医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、学校・園関係者や担当看護師等が園児・児童・生徒の受診に同行又は訪問し、主治医との相談を行う場合がある。
5	登校・園前に、家庭で健康観察を確実にを行い、「医療的ケアの実施記録(様式8)」に記入して学校・園に提出する。顔色、食欲、体温、動作等が普段と違い、体調が悪いときには登校・園を控える。
6	医療的ケアを安全に実施するために、入学・園時や転学・園時のほか、長期休業明けや長期欠席後に登校・園する際には、安定して医療ケアを実施できるまで、必要に応じて一定の期間、保護者は付添い等の協力を要請することがある。
7	やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保護者等に付添い等の協力を要請することがある。
8	医療的ケアが必要な園児・児童・生徒の状況について、学校・園生活を送る上で必要なことは、他の園児・児童・生徒や保護者との間で共有する場合がある。
9	保護者は、園児・児童・生徒の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに学校・園へ報告するとともに、「医療的ケア実施申請書(様式1)」「医療的ケア実施同意書(様式2)」「医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書(様式3)」を再提出する。
10	医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者が負担する。
11	保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器(予備含む)、医療用具、医療品及び消耗品等を準備、点検及び整備し、学校に預託する。使用後の物品は、家庭に持ち帰る。
12	園児・児童・生徒が在校中に健康状態等に異変があった場合等は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れる緊急連絡先を「医療的ケア実施依頼書(様式1)」に記入し、変更があった際は、速やかに学校・園に知らせる。
13	緊急時の対応のために、「医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書(様式3)」等の内容を、主治医以外の医療機関等に提供することがある。
14	学校・園や看護師等が必要と認めるときには、主治医等を受診する。なお、その費用は保護者の負担とする。
15	園児・児童・生徒の症状に急変が生じ、学校・園が緊急事態と判断した場合、また、その他必要な場合には、保護者へ連絡する前に園児・児童・生徒を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがある。それに伴う費用は保護者の負担とする。
16	上記のほか、必要に応じて学校・園とでの間で取り決めた事項を順守する。

年 月 日

(宛先) 目黒区教育委員会

確認事項について、全て同意の上、医療的ケアの実施を依頼します。

園児・児童・生徒氏名

保護者氏名

医療的ケア実施に関する主治医意見書兼指示書

基礎情報					
対象者 氏名		性別		生年月日	
診断名 (基礎疾患名)	合併疾患 ()	主症状	*視覚障害、聴覚障害の診断や症状がある場合には、視力や聴力の程度(数値)も記入。		
治療経過					
発病(発見)	年 月 日 (歳 ヶ月)		経過観察	□あり[頻度: 回/]	
手術	なし・あり			□なし	
	年 月～(歳 ヶ月)		内容		
	年 月～(歳 ヶ月)		内容		
	予定 年 月～(歳 ヶ月)		内容		
リハビリ	なし・あり				
	年 月～(歳 ヶ月)		内容		
	年 月～(歳 ヶ月)		内容		
与薬	なし・あり *看護師の配置がない場合は与薬は行いません。				
	処方内容 (薬名、与薬回数、与薬方法等)				
必要な医療的ケア					
医療的ケアの実施内容	<p>※医療的ケアの実施内容を記載ください。</p> <p><input type="checkbox"/> たん吸引 (口腔内 ・ 鼻腔内 ・ 気管カニューレ)</p> <p><input type="checkbox"/> 経管栄養 (胃ろう ・ 腸ろう ・ 経鼻)</p> <p><input type="checkbox"/> 導尿</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>ケアの頻度、使用器具等、処理、管理上の注意などを記入してください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 80px; margin-top: 10px;"></div>				

- ・ 期間について特に指定のない場合は、1年ごとに更新の指示をいただきます。
- ・ 意見・指示について、欄内に記入できない場合は、別紙に記入をお願いします。
- ・ 当該年度に意見書・指示書を提出している場合、変更のない項目の記載は省略可能です。
- ・ 作成いただきました意見書・指示書を確認し、質問等が生じた場合は、保護者を經由するなどして、内容を確認させていただくことがあります。
- ・ 指示事項の変更が生じる場合は、意見書・指示書の再発行をお願いします。

緊急搬送先医療機関名：

所在地：

TEL：

担当医師名：

(宛先) 目黒区教育委員会

年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

主治医名

(自署又は記名押印)

※ 指示期間の更新

指示内容に変更はありませんので、指示期間を 年 月 日まで更新します。

年 月 日

医療機関名

主治医名

(自署又は記名押印)

指示内容に変更はありませんので、指示期間を 年 月 日まで更新します。

年 月 日

医療機関名

主治医名

(自署又は記名押印)

様式 4

年 月 日

様

目黒区教育委員会

医療的ケア実施通知書

年 月 日付で依頼のありました医療的ケア実施につきまして、下記の通り通知します。

記

氏名	
学校・園名 学年・学級	目黒区立 年 組
実施の可否	可 ・ 一部可 ・ 条件付可 ・ 否
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
医療的ケアの内容	
否の理由	
備考	

様式5

年 月 日

目黒区立

長 様

目黒区教育委員会

医療的ケア開始通知書

先に、保護者から依頼のあった医療的ケアについて、看護師等の確保ができたため、下記のとおり医療的ケアを開始することを通知します。

記

氏名	
学校・園名 学年・学級	目黒区立 年 組
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
医療的ケアの内容	
備考	

※ 様式1～4 の写しを提供いたします。取り扱いには十分ご注意ください。

様式 6

年 月 日

(宛先) 目黒区教育委員会

保護者氏名

医療的ケア終了に関する届出書

下記の園児・児童・生徒について、医療的ケアの実施を終了することを届出いたします。

記

学校・園名		学年・学級	
氏名		生年月日	
医療的ケア内容			
終了年月日			

医療的ケア個別マニュアル

作成年月日 年 月 日

作成者

氏名		年 組	男・女
主たる疾患名			
医療的ケアの内容			
実施期間	年 月 日	～	年 月 日
実施時間			
実施場所			
必要物品			
実施手順	実施内容	実施上の留意事項	

※実施手順は、必要物品の準備から後片付けまで、医療的ケアの流れについて順序立てて記載する。

※実施内容は、医療的ケアの内容を手順ごとに箇条書きで簡潔に記載する。

※裏面には、予想される緊急状況に対する対応について記載する。

様式7（裏面）

医療的ケア個別マニュアル（緊急時の対応）

氏名		年 組	男・女
安静時のバイタル	平熱	℃	脈拍 回/分
予想される緊急状況・症状	対処方法		
緊急連絡先	①氏名（続柄：） 電話番号 ②氏名（続柄：） 電話番号		
緊急時 搬送医療機関	病院名・科： 所 在 地： 電 話 番 号：		
その他 留意事項			

※安静時のバイタルについては対象園児・児童・生徒に合わせて適宜変更すること。

様式 8

医療的ケアの実施記録

目黒区立 _____ 年 _____ 組 氏名 (_____)

1 家庭での様子 (保護者が記入)

年 _____ 月 _____ 日 (_____)		体温 _____ ℃	
健康状態 (体調)		持参するもの (登校時)	
特記事項		持ち帰るもの (下校時)	

2 実施記録 (看護師等が記入)

記録	実施時刻	医療的ケアの実施内容、実施時の健康状態等の記録	
連絡事項等			
実施者		学校・園 確認印	

保護者確認	
-------	--

医療的ケアに係わる事故報告書

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者氏名 _____

学校・園名		年 組	男・女
氏名		年齢	歳
発生日時	年 月 日 () 時 分		
発生場所			
医療的ケアの内容			
発生時の状況と経過			
実施した処置とその後の経過	病院受診： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
原因			
今後の対応と再発防止に向けた取組			
保護者への説明	説明： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（面談・電話） ※説明内容を記入		

様式10

ヒヤリハット報告書

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者氏名 _____

学校・園名		年 組	男・女
氏名		年齢	歳
発生日時	年 月 日 ()	時	分
発生場所			
医療的ケアの内容			
ヒヤリハットの内容			
ヒヤリハットの発生状況			
考えられる事故			
再発防止策			

参考様式 1

安全管理マニュアル

氏名		年 組	男・女
主たる疾患名			
医療的ケアの内容			
実施期間	年	月	～ 年 月 日
生活場面	予想される危険	対応策	
登下校			
休み時間			
排泄			
給食時			
着替え			
体育 プール			
校外学習			

災害時対応マニュアル

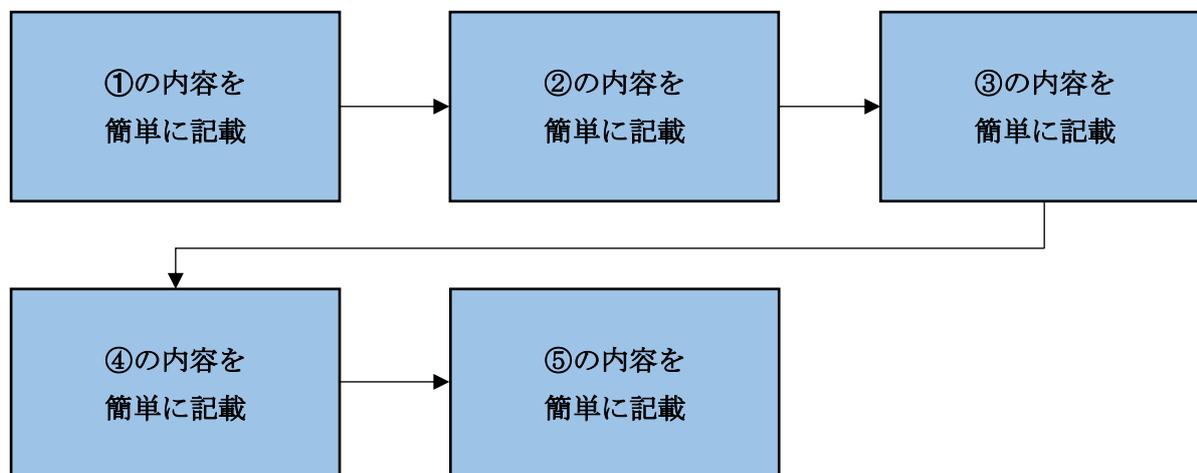
氏名： _____

【災害時持ち出すもの】

- ・
- ・
- ・

【避難手順】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤



【避難場所】

- ※地震の場合：
- ※火災の場合：
- ※竜巻の場合：

【停電時の電源の確保方法】

- ・(例) 機種専用外部バッテリー、ポータブル電源（蓄電器）
- ・

